

# 秩父市議会 政務活動費ガイドライン

平成28年6月

秩父市議会

## 目 次

1	政務活動費制度の目的・経緯	1
2	政務活動費とは	1
3	政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	1
4	政務活動費の交付の概要	1
5	政務活動費に関する情報公開について	2
6	政務活動費の使途について	3
7	政務活動費の使途基準（項目別）	
	調査研究研修費	4
	広報費	5
	広聴費	6
	事務費	6
	資料作成費	7
	資料購入費	8
8	その他の注意事項	8
9	沿革	9
(資料) 各種様式		
規則に定める様式		
	様式第1号(第2条関係)政務活動費交付申請書	11
	様式第2号(第2条関係)政務活動費交付変更申請書	12
	様式第3号(第3条関係)政務活動費交付決定通知書	13
	様式第4号(第4条関係)政務活動費交付請求書	14
	様式第5号(第5条関係)政務活動費収支報告書	15
	(別紙) 所属議員名簿	16
ガイドラインに定める様式		
	様式第1号 調査研究研修実施計画書	17
	様式第2号 調査研究研修実施報告書	18
	様式第3号 旅費精算書	19
	様式第4号 備品管理台帳	20
	様式第5号 領収証添付書	21

## 1 政務活動費制度の目的・経緯

平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。地方議会においても、その機能や役割がさらに大きくなったことから、その活性化と審議能力の強化が求められることとなった。これに伴い、平成 12 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、平成 13 年 4 月 1 日から政務調査費の条例化が施行された。

また、平成 24 年 9 月に行われた地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費へ名称変更された。

## 2 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項及び秩父市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、秩父市議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、各会派に対し交付されるものである。

したがって、交付された政務活動費は、市政に関する政務調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動以外の経費に使用することは認められていない。

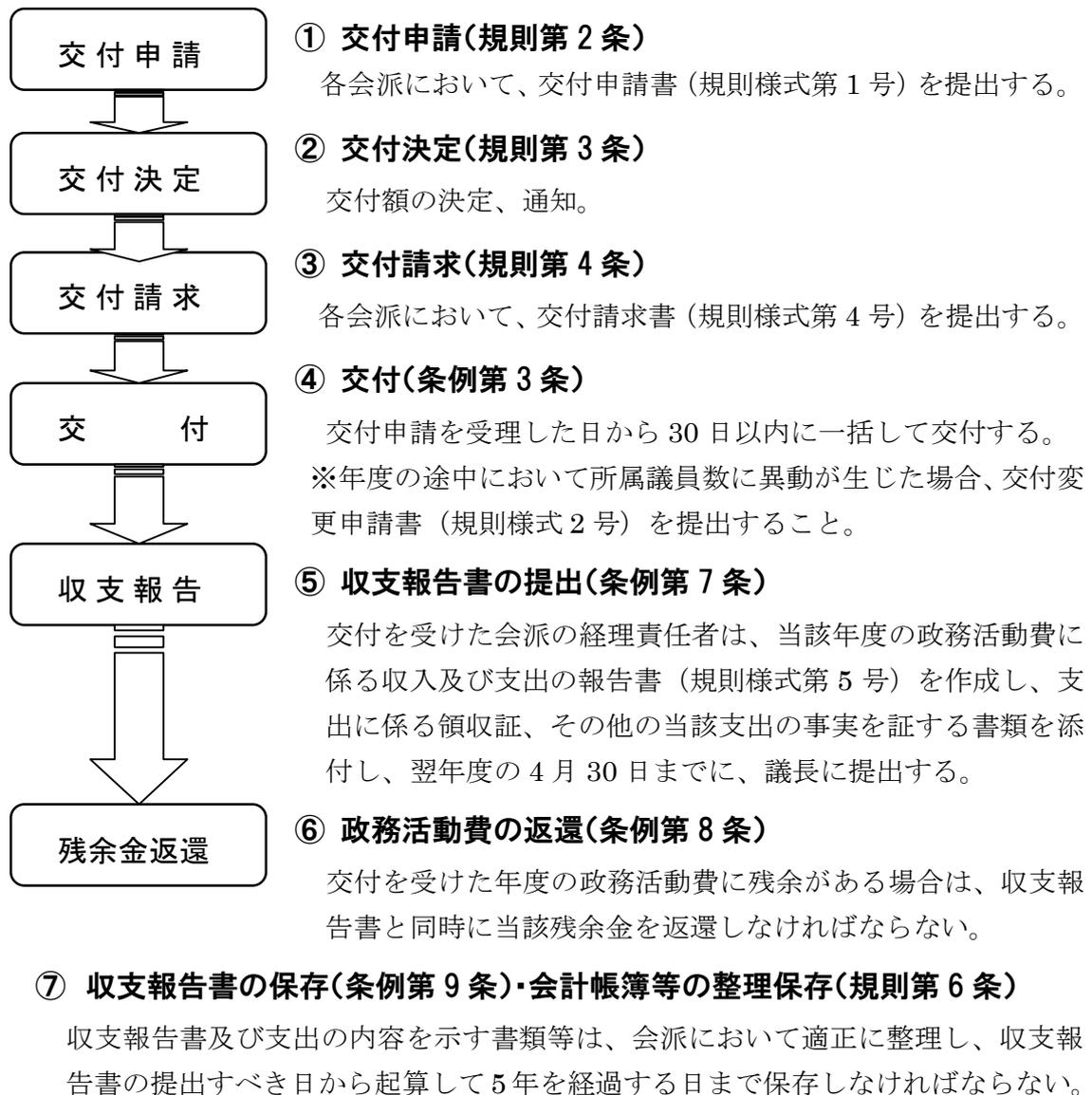
## 3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

- (1) 地方自治法 第 100 条第 14 項から第 16 項
- (2) 秩父市議会政務活動費の交付に関する条例
- (3) 秩父市議会政務活動費の交付に関する規則(以下「規則」という。)
- (4) 秩父市議会政務活動費ガイドライン

## 4 政務活動費の交付の概要

- (1) 交付対象(条例第 2 条)  
秩父市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む)。
- (2) 交付額(条例第 3 条第 1 項)  
政務活動費の額は、月額 15,000 円に各月 1 日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

(3) 交付申請から収支報告までの流れ



## 5 政務活動費に関する情報公開について

提出書類はすべて、秩父市情報公開条例(平成 17 年秩父市条例第 10 号)に基づく公開請求の対象とする。

## 6 政務活動費の使途について

### (1) 政務活動費の支出にあたっての原則

- ・ 調査研究その他の活動の目的について、市政との関連性があること。
- ・ 経費の実費に充当すること。
- ・ 支出金額が社会通念上妥当な範囲のものであること。
- ・ 政務活動とその他の活動の別が明確でない場合は、実績等を考慮のうえ経費を按分すること。

### (2) 政務活動費として支出できないもの

次に掲げる経費については、支出できないものとする。

#### ①交際費またはこれに類する経費

- ・ 慶弔餞別費等（例：香典、祝金、餞別、病気見舞、慶弔電報、年賀状の購入等）
- ・ 冠婚葬祭費等（例：葬儀、祝賀会、祭等の会費、パーティー券購入等）

#### ②政党活動に関する経費

- ・ 党費、党大会参加費、党大会賛助金等
- ・ 政党の宣伝活動に要する経費
- ・ 政党活動に使用する資料等の作成、購入費

#### ③選挙活動に関する経費

- ・ 選挙活動に関する経費
- ・ 後援会活動に関する経費

#### ④あいさつや飲食を主たる目的とする会合等に関する経費

- ・ 新年会、慰労会、各種記念パーティー等への参加経費
- ・ 議員間の親睦会等に要する経費

#### ⑤議員個人の私的活動に要する経費

- ・ 議員が個人の立場で参加している団体やその活動等に関する経費（例：地区議員会費、議員連盟等会費、災害地への寄付や救援活動参加経費等）
- ・ 名刺印刷代、名札作成代
- ・ 主に私生活において使用する物品の購入費

#### ⑥その他政務調査研究の目的に合致しない経費

- ・ 本会議や委員会への出席、議員派遣等の議会活動に係る経費
- ・ 事務所に属する経費（例：事務所の賃借料、事務機器のリース代、人件費等）
- ・ 政務活動との関係性が希薄な経費
- ・ 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費
- ・ 社会通念上不適切とされる経費

## 7 政務活動費の使途基準（項目別）

### 調査研究研修費

#### 【内容】

会派が行う地方行財政等に関する調査研究及び研修に要する経費又は会派所属議員が他の団体が行う研修会等へ参加するために要する経費

#### 【対象経費】

- ・ 研修会、研究会等の会場、機材借上げ料
- ・ 講師謝金、講師への交通費及び宿泊費
- ・ 先進地調査又は現地調査に要する交通費、宿泊費、参加費、施設入場料
- ・ 研修会参加に要する交通費、宿泊費、参加費
- ・ 視察先への土産品代

#### 【対象外経費例】

- ・ 宿泊料に含まれる食事以外の飲食代
- ・ 政党、政治家及び後援会が主催する研究会、研修会等の経費
- ・ 会派内の会議や打ち合わせの際の食事代
- ・ キャンセル料（やむを得ない事情による場合を除く）
- ・ 自己啓発に関する経費（例：パソコン講習等）

#### 【注意事項】

- ・ 先進地調査または研修会参加にあたっては、事前に調査研究研修実施計画書（様式第 1 号）、終了時には調査研究研修実施報告書（様式第 2 号）及び旅費精算書（様式第 3 号）を提出すること。
- ・ 研修会開催に伴う資料作成は資料作成費、写真印刷費等は事務費において支出すること。

#### （旅費について）

- ・ 旅費の種類、金額等については「秩父市職員等の旅費に関する条例」（以下「旅費に関する条例」という。）の規定を準用する。ただし、宿泊料については実費のみとし、同条例の定額（14,800 円）を上限とする。
- ・ 「旅費に関する条例」による算出料金より安い場合は、旅行会社等のパック料金を認める。
- ・ 宿泊料込みの参加者負担金等の場合は、領収証の内訳を作成すること。
- ・ 自家用車使用の場合、燃料は満タン方式で給油時に領収証を得るか、走行 1km あたり 18 円で清算する。また、調査研究研修実施計画書（様式 1 号）に車検証、自賠責・任意保険証書を添付すること。
- ・ ETC を利用した場合は、精算書に入出インター名と金額を明記し、料金の確認ができる明細書を添付すること。

- ・貸切バス等の利用は、公共交通機関が利用できない場合、「旅費に関する条例」における算出料金より安い場合、合理的な理由がある場合に利用できるものとする。
- ・経路について、やむを得ない事情を除き「旅費に関する条例」で定めるところの最も経済的な経路とする。

## 広 報 費

### 【内 容】

会派の調査研究活動等について住民に報告し、PRするために要する経費

### 【対象経費】

- ・広報紙、報告書の印刷費、送料（新聞折り込み料を含む）
- ・市政報告等のための会場借上げ料

### 【対象外経費例】

- ・選挙活動、政党活動、後援会活動に関する広報紙発行に係る印刷費

### 【注意事項】

- ・広報紙の発行については、政務活動とその他の活動の区別が明確でない場合が多いため、交付額は対象経費の2分の1を上限とする。端数が出た場合は切捨てとする。
- ・広報紙については、収支報告書に成果品（印刷現物）を1部添付すること。
- ・広報紙の配布方法は、新聞折り込みや郵送または直接送付のいずれの方法も可能であるが、議員個人の支持者や特定の地域や団体に限定して行うことは避けること。
- ・広報紙には政務活動費を使用して作成している旨を掲載すること。（記述文面：「この会報の発行に係わる経費の一部は、政務活動費を使用しています。」大きさ、掲載位置は不問。）

## 広聴費

### 【内容】

会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費

### 【対象経費】

- ・意見交換会等開催のための会場借上げ料、資料の印刷製本費、機材借上げ料

### 【対象外経費例】

- ・政党、後援会等が開催に関係するもの
- ・会議に伴う飲食代（茶菓子代等を含む）

### 【注意事項】

- ・広聴を行う相手について、議員の後援団体や関係する政治団体構成員のみとすることは避け、できる限り不特定多数の市民等を対象にすること。
- ・開催内容がわかる文書（当日の配付物や議事録等）を収支報告書に添付すること。

## 事務費

### 【内容】

会派の行う調査研究活動のために要する事務的経費

### 【対象経費】

- ・備品、事務機器の購入費、リース代
- ・事務用品等の消耗品費
- ・通信運搬費
- ・コピー代、ファックス代
- ・写真の現像、プリント代

### 【対象外経費例】

- ・会議等における飲食代
- ・名刺代
- ・主に私生活において使用する物品に係る費用（例：自動車、携帯電話、自宅に設置したパソコン等）

### 【注意事項】

- ・備品、事務機器については、できる限り賃借（リース）とし、私的な資産形成につながるような購入はしないこと。政務活動の必要上購入する場合は、備品管理台帳（様式第4号）に記載し、毎年度、収支報告書とともに提出すること。
- ・備品管理台帳の作成については、平成18年5月以降に購入した備品を記載する。
- ・備品の判断は「秩父市財産規則」を基準とする。
- ・事務的経費について、使用場所や設置場所によって、個人的使用分と政務活動分、それ以外の議員活動分等とで按分する。端数が出た場合は切捨てとする。

〈例〉印刷機を購入した場合（設置場所：個人事務所）

購入金額：100,030円      政務活動費対象金額：25,007円

2分の1：個人的使用分	$100,030 \text{円} \div 2 = 50,015 \text{円}$
4分の1：政務活動分	$100,030 \text{円} \div 4 = 25,007.5 \text{円} \Rightarrow \text{端数切捨て} \Rightarrow 25,007 \text{円}$
4分の1：それ以外の議員活動分	$100,030 \text{円} \div 4 = 25,007.5 \text{円} \Rightarrow \text{端数切捨て} \Rightarrow 25,007 \text{円}$

・郵送料については、原則として料金別納等による窓口払いとする。やむを得ず切手等の現物を購入する場合は、必要枚数をその都度購入することとし、残余が生じた場合は収支報告の際に清算すること。

- ・判断に迷うものや、異例なものは、各派代表者会議で協議する。

## 資料作成費

### 【内容】

会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

### 【対象経費】

- ・資料の印刷製本費、翻訳料

### 【対象外経費例】

- ・名刺印刷代

## 資料購入費

### 【内容】

会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

### 【対象経費】

- ・書籍（図書）購入費
- ・CD・DVD等購入費
- ・有料データベース利用料
- ・購入資料の送料

### 【対象外経費例】

- ・市政調査研究になじまない書籍（例：一般新聞、スポーツ新聞、一般週刊誌等）
- ・所属政党が発行する新聞、雑誌等の購読料
- ・図書カード等の購入費

### 【注意事項】

- ・書籍購入の領収証には、書籍名を明記すること。
- ・書籍などの年間購読料については、年度毎の領収証を添付すること。

## 8 その他の注意事項

### (1) 領収証

- ・領収証添付書（様式第5号）により収支報告書とともに提出すること。
- ・宛名は会派名とし、個人名（1人会派の場合を除く）や後援会名等になっているものは対象外とする。
- ・品名、書籍名、宿泊料に含まれる食事以外の飲食費等が明記されている詳細内訳書を添付すること。お品代、商品代、本代等の記載は対象外とする。
- ・レシートは、日付、宛名、発行者、品目及び金額の記載があるものについて、領収証として取り扱うことができる。
- ・収入印紙の添付が必要なもので、添付がないものは対象外とする。
- ・銀行振込の場合は、請求書及び振込済み通知書（キャッシュサービス利用明細書でも可）等を提出すること。なお、振込み手数料が確認できる書類がある場合は、手数料を本体料金に合算することができる。

- ・経費の支出が預金口座からの引落としによる場合、預金通帳の該当部分の写しを提出すること。

(2) その他

- ・貯金利子は収入として扱うこと。
- ・会計年度については、市の会計年度と同じ取り扱いとし、3月31日までに発注、納品、支払いが済んでいるものとする。
- ・使途のうち異例なものについては、各派代表者会議で協議する。

## 9 沿革

策定 平成19年7月9日

改定 平成25年3月1日（政務調査費から政務活動費へ名称変更、項目の変更）

改定 平成26年12月5日（調査研究研修費の他団体が開催するものに出席する際の旅費を認める）

改定 平成27年4月1日（調査研究研修費の交付上限撤廃、一人会派の広報費を認める、会派広報紙の発行費の交付対象を実費の2分の1とする）

改定 平成28年4月1日（年額から月額への変更、所属議員の異動に伴う調整に関する条文の追加）

# 各種様式

## 規則に定める様式

- 様式第 1 号 政務活動費交付申請書
- 様式第 2 号 政務活動費交付変更申請書
- 様式第 3 号 政務活動費交付決定通知書
- 様式第 4 号 政務活動費交付請求書
- 様式第 5 号 政務活動費収支報告書
- (別紙) 所属議員名簿

## ガイドラインに定める様式

- 様式第 1 号 調査研究研修実施計画書
- 様式第 2 号 調査研究研修実施報告書
- 様式第 3 号 旅費精算書
- 様式第 4 号 備品管理台帳
- 様式第 5 号 領収証添付書

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

秩 父 市 長 様

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付申請書

秩父市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 名

4 経 理 責 任 者 名

5 所 属 議 員 数 人 ( 月 1 日 現 在 )

6 交 付 申 請 額 ( 年 度 分 ) 円

7 添 付 書 類 所属議員名簿

様式第 2 号(第 2 条関係)

年 月 日

秩 父 市 長 様

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

秩父市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 所属議員数

変 更 前	変 更 後
人	人

2 変更年月日

様式第 3 号(第 3 条関係)

年 月 日

(会派代表者氏名) 様

秩父市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、秩父市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条の規定により通知します。

1 交付先

2 年度政務活動費交付決定額 円

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

秩父市長 様

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付請求書

秩父市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求いたします。

1 金 円  
ただし、 年 月 ～ 年 月分

2 振 込 口 座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義(カナ)			

様式第 5 号(第 5 条関係)

年 月 日

秩父市議会議長 様

会 派 名

経理責任者名

印

政務活動費収支報告書

秩父市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり 年  
度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究研修費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残余額 円



様式第1号

平成 年 月 日

秩父市議会議長 様

会派名

代表者

印

調査研究研修実施計画書

次のとおり調査研究研修を計画しているので、報告します。

1 調査研究研修実施期日

平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( )

2 実施場所

3 参加議員氏名

4 調査研究研修内容

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

5 実施場所までの経路

6 実施に要する経費

様式第2号

平成 年 月 日

秩父市議会議長 様

会派名  
代表者 印

調査研究研修実施報告書

次のとおり調査研究研修を行ったので、報告します。

1 調査研究研修期日

平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( )

2 調査研究研修内容

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

3 実施に要した経費 円 (様式第3号 旅費精算書のとおり)

4 調査研究研修の概要及び参考資料 別紙のとおり

## 旅 費 精 算 書

会派名

実施期日	平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )			
実施場所				
参加者氏名				
目的・内容 ・結果等				
<b>交通費</b> ※自動車利用の場合、燃料代は満タン方式で給油時に領収書を得るか、走行1kmあたり18円で算出する。				
交通機関等	移動区間	単価(円)	数	金額(円)
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
	~			
小 計 (a)				
<b>その他の経費(宿泊費・参加負担金等)</b>				
区分	摘要	単価(円)	数	金額(円)
宿泊費				
参加者負担金				
小 計 (b)				
合 計 (a+b)				

備 品 管 理 台 帳

会派名 \_\_\_\_\_

品 名			
メーカー・規格等			
購入年月日	平成 年 月 日	配置場所	
購入先			
購入価格	円（消費税含む）		
廃棄年月日	平成 年 月 日		
備考			

品 名			
メーカー・規格等			
購入年月日	平成 年 月 日	配置場所	
購入先			
購入価格	円（消費税含む）		
廃棄年月日	平成 年 月 日		
備考			

品 名			
メーカー・規格等			
購入年月日	平成 年 月 日	配置場所	
購入先			
購入価格	円（消費税含む）		
廃棄年月日	平成 年 月 日		
備考			

様式第 5 号

領収証添付書

会派名 \_\_\_\_\_

平成 年 月～平成 年 月分

調査研究研修費

広報費

広聴費

事務費

資料作成費

資料購入費